



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

予備校の教材の転売禁止特約及び違約金条項について、消費者契約法の不当条項該当性が否定された事例

予備校の元受講生が、フリマアプリを介して、予備校の教材を第三者に譲渡した行為は受講規約の転売禁止特約に違反しているとして、予備校が元受講生に対して、受講規約に定められた違約金条項を根拠に違約金500万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたのに対して、元予備校生が本件条項は消費者契約法に定める不当条項に該当するので無効であると全面的に争った事案。裁判所はいずれの条項も消費者契約法による不当条項には該当しないとしつつも、予備校が被った損害について詳細に認定したうえで、100万円の限度で認めるのが相当であり、それを超える特約部分については公序良俗に反して無効であると判示した。

(東京地裁令和4年2月28日判決、LEX/DB)

原告：X(予備校)
被告：Y(消費者・元予備校生)
A：インターネットフリマアプリ運営事業者

事案の概要

本件は、Xが運営する予備校の受講生であったYが教材を第三者に譲渡した行為は受講規約に違反しているとして、XがYに対し、受講規約に定められた違約金500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求めた事案である。

Xは、a受験を目的とした予備校(以下、本件予備校)の運営等を目的とする株式会社である。Yは、2015年10月下旬、本件予備校の講座である「b」(以下、本件講座)の受講を申し込み、受講料約27万円(割引後の額で税込)を支払って、本件講座の受講契約を締結した。Xは、本件予備校の講座の受講を申し込む際の規約として、次の内容を定めている。

ア 解約・返金について(第3項1号)

- ①本件予備校の講座は、全額返金保証制度により、テキスト到着後5日以内であれば、受講生からの申出によって解約・返金する。
- ②原則として、受領済み受講料の全額を返金す

るが、返金処理費用(テキスト送料、銀行振込手数料、入会金)は、受講生の負担とする。返金前に既に指導を受けている場合は、担任指導料は返金対象にならない。

③解約後、テキスト等の送付物は3日以内に返却するものとする。その日数を超えた場合、全額返金保証制度の適用を除外する。

④全額返金保証制度の利用者は、本件予備校への今後一切の申込みを行えない。

イ 禁止事項及び罰則について(第8項)

①本件予備校が受講生に提供する教材及び情報(テキスト、メールマガジン、資料、授業コンテンツ等。以下、本件予備校教材)に関する著作権、商標権等の一切の権利は、本件予備校に帰属する(2号)。

②本件予備校教材は、著作権法で定める個人の私的目的以外に使用することはできない(3号)。

③受講生又は第三者が本件予備校の許諾を得ないで本件予備校教材を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、再利用することは、いかなる方法においてもできない(4号。以下、本件譲渡禁止条項)。



④配信授業、セミナー等において受講内容等を収録(録画、録音等)することはできない(5号)。

⑤上記に違反した場合は、直ちに差止めを求め、退会処分とする。当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受ける。加えて、民事上の措置(損害賠償等)・刑事上の措置(著作権法)を取る。(6号。以下、本件違約金条項)

Xは、2015年11月上旬、Yに対し、本件受講契約に基づき、本件教材を送付した。Yは、2020年5月上旬、Aが運営するインターネットフリーマーケットサービスTにおいて、B1という出品者名で、本件教材を5つに分けて出品した。しかし、Tの当該出品ページのコメント欄に、本件規約に違反している旨のコメントがされたことを受けて、Yは、当該出品をすべて取り消した。Yは、5日後に、本件教材を5つに分けて再びTに出品し、この内2つにつき、譲渡が成立した(以下、本件譲渡)。Yは、Xから電話で本件教材の出品が本件規約違反である旨を伝えられ、譲渡が成立していなかった残り3つの本件教材の出品を取り消した。Yは、2020年5月下旬、出品者名を「B2」に変更し、譲渡が成立していなかった残り3つの本件教材をTに出品した。Xは、2020年7月下旬、Yに対し、本件譲渡が本件規約に違反すること、違約金の一部である80万円の支払いによって示談を検討できることなどを記載した内容証明郵便を送付した。しかし、Yが応じなかったため、本件訴訟を提起したものである。

本件の争点は、(1)本件譲渡禁止条項の有効性、(2)本件譲渡禁止条項違反の有無、(3)本件違約金条項の有効性の3点である。



理由

(1) 譲渡禁止特約は、消費者契約法に定める不当条項か

Yは、本件教材は、対価を支払ってYに譲渡されたものであり、Yの所有物である教材の処

分を禁止した本件譲渡禁止条項は、消費者契約法に規定する不当条項であり無効であると主張して争った。この点に関する本件判決の判断は、次のとおりである。

本件教材は、XからYに貸与されたものと認められるのが相当である。これに対し、Yは、本件教材が貸与されたものであれば、貸与期間の定めがあるはずであるとか、Yに対して返還を求めなかったのは不合理であるなどと主張する。しかしながら、教材を使用する講座が終了した後も、本件予備校の他の講座を受講し、a大学の受験対策を行っている受講生が一定数いることが考え得ることからすれば、全受講生に対して講座終了時に必ず返還させる運用にしていらないなど貸与期間を明示していなかったとしても、何ら不合理ではないから、Yの主張は、採用できない。

Yは、本件教材が譲渡されてもXの営業上の利益が害されるわけではないから、譲渡の禁止には合理性がなく、Yが本来的に有する本件教材を自由に処分(譲渡)する権利を不当に制限する旨を主張する。しかしながら、前述のとおり、本件教材は貸与されたものであるから、Yが本件教材を自由に処分する権利を本来的に有するとはいえない。Yは、a大学の入学試験に合格するために本件受講契約を締結し、本件教材の貸与を受けたのであるから、本件教材を第三者に売却できないことによって何らかの利益が害されるとは言い難い。これに対し、本件教材の内容を見ることによって、Xが本件予備校において行っている講座等の内容を推して知ることができるのであるから、本件教材が第三者に対して譲渡されれば、受講生ではない第三者にXのノウハウが流出するというべきであって、本件予備校の受講生の減少にもつながり得るといえる。そうすると、本件教材の譲渡によってXの営業上の利益が害されるといえる。したがって、教材が譲渡等されることによって原告の営業上の利益が害されないように本件譲渡禁止条項を設けることに合理性がないとはいえず、Y



の主張は、採用できない。

以上のとおり、本件譲渡禁止条項が消費者契約法10条に違反して無効である旨のYの主張は、採用できない。

(2) 本件違約金条項の有効性について

Yは、教材が第三者に譲渡(転売)されることによって、Xは損害を受けないにもかかわらず、本件違約金条項は、消費者である受講生の利益を一方的に害する不当な条項であるから、消費者契約法10条により、無効である旨を主張する。

しかしながら、本件予備校において講座を受講するに当たって貸与された教材は、受講生にとって、aの入学試験に合格するための勉強に利用するためのものであり、売却等をするために入手するものではないから、その教材を第三者に対して売却等ができなかったとしても、受講生に特段の不利益はないというべきである。これに対し、Xは、前述のとおり、教材が第三者に譲渡されれば、営業上の利益を害されると認められる。そうすると、本件違約金条項は、受講生の利益を一方的に害する不当な条項とはいえないから、消費者契約法10条によって無効とは認められず、Yの主張は、採用できない。

次に、Yは、本件違約金条項が定める違約金はあまりに高額であって、受講生の受けるべき利益と比較して不均衡であり、法外であるから、本件違約金条項は消費者契約法9条1号及び同条2号の趣旨に反して無効であると主張する。しかしながら、消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額又は違約金額についての定めであり、そして、同条2号は、遅延損害金についての定めであって、本件のように教材を第三者に売却等をした場合とは場面を異にするから、同条の趣旨に反することを理由として、本件違約金条項が無効であるとは認められない。

(1)(2)の主張については、本件判決では、いずれも消費者契約法10条に定める不当条項には該当しないとして、Yの主張を認めなかった。



解説

本件は、予備校の元受講生が転売禁止特約にもかかわらずこれを無視してインターネットのフリマサービス・アプリを利用して転売しようとして出品し、これに対して、本件規約違反になるとの警告がなされたにもかかわらず、警告をも無視して前後3回にわたりネットのフリマに出品し、違反行為について販売業者(予備校)からの80万円による和解の提示も無視した結果、違約金条項に基づいて500万円の違約金請求訴訟を提起された事案である。消費者は、警告を受けた段階では、譲渡禁止条項の有効性に関する反論はしないままに、再度フリマに別の名義を利用して二度にわたり出品した。

その後、本件訴訟が提起されると、消費者は、いずれの条項も消費者契約法10条に反して無効であると主張し、また、最低でも500万円の違約金を定めた条項は消費者契約法10条または9条に違反して無効と主張した。

これらのYの主張に対して、本件判決では(1)譲渡禁止条項については、予備校で使用する教材であり貸与であることや、転売によりノウハウの流出による予備校の営業上の損失などを考慮して、消費者に一方的に不利益を与える条項には該当しないと判断した。(2)違約金条項については、予備校が教材の転売によって営業上の利益が害されること、予備校生の契約の目的(教材の転売を目的としているものではないこと)から、消費者契約法10条該当性を否定した。

500万円の違約金額が高額に過ぎるとする主張については、消費者の主張が消費者契約法9条を根拠にしていたことから、同条は契約の解除に伴う損害賠償の予約に関する規定であるところ、本件条項は契約解除に伴うものではないことから、適用はないと判断した。

ただし、転売禁止特約とこれに基づく警告を無視してフリマアプリに出品を繰り返した消費者の行為により予備校が被った損害と違約金条

暮らしの判例

項の金額とが懸け離れている点については、次のように判断して100万円を限度に認め、これを超える部分を公序良俗違反により無効と判断した。

「本件違約金条項は、『禁止事項及び罰則について』という見出しが付けられた本件規約第8項に定められている上に、本件譲渡禁止条項に違反した場合には、『当該コース正規受講料の10倍の料金又は500万円のより高額な方を違約金として申し受ける。加えて、民事上の措置(損害賠償等)・刑事上の措置(著作権法)を取る。』と定めており、『違約金』に加えて損害賠償請求を別途行うとしていることからすれば、本件違約金条項は、損害賠償の予定額を定めたのではなく、違約罰を定めたものと解するのが相当である。そして、本件譲渡禁止条項を設けるだけでは、受講生による教材の売却等の防止の実効性に欠けることからすれば、受講生による教材の売却等を防止するために、本件違約金条項を設ける必要性が認められ、かつ、その目的は不当とはいえない上に、受講生との関係において不公平ともいえない。したがって、本件違約金条項の全てが公序良俗に反するとして無効になるとは認められない。しかしながら、本件違約金条項の目的が受講生による教材の売却等を防止し、Xが営業上の損害を被らないようにするという点にあるのであれば、かかる目的を達成するために必要な限度を超えた違約金を設定すると、受講生の負う負担と比して不均衡となるから、必要な限度を超えた違約金の範囲については、公序良俗に反して無効と認めるのが相当である」「上記事情その他本件に現れた全ての事情を総合考慮すれば、本件違約金条項は、100万円の限度で有効と認めるのが相当である」

100万円の限度で請求を認めた根拠については、本件判決では説明していないので、不明であるが、本件訴訟提起前の段階で、事業者が80万円での示談による解決の提案をしていた点が考慮されたのではないかと推測される。

契約の解除による場合を対象としない違約金条項について、消費者契約法10条や9条を根拠として争われた事例は、数は多くない。関係する判決としては、正面からの判断をしたものではないが、**参考判例①**と**②**がある。

①ではネット通販の際の状況に基づいて、定型約款の契約内容への取り込み要件の例外規定である民法548条の2により契約内容に取り込まれないとして消費者契約法に関する判断をしなかった事例である。

②は建物賃貸借契約の終了後も立ち退かない場合の違約金条項について、適格消費者団体が消費者契約法10条と9条の類推適用を主張した事例である。裁判所は、9条については、契約を解除しない場合の損害賠償の予定または違約金条項については9条1号の射程距離外であり、類推適用することもできないと判断した。10条については、賃貸借契約終了時の明渡義務の遅滞による損害賠償の予定額が高額に過ぎる場合には10条により無効になると解されるとしつつ、違約金額が家賃の2倍という額であったことから、賃貸人の損害の填補^{てんぽ}や賃借人の明渡義務の履行を促すという観点に照らし、高額過ぎるとまではいえない、として10条の適用を認めなかった。

このような解釈に立てば、本件の500万円との高額な違約金は、不法行為による損害賠償義務を著しく超えるものであり、かつ信義誠実の原則に反するとする判断もあり得るのではないかと思われる。違約金条項をめぐる消費者契約法10条による考え方は、いまだに確立しているとはいえない状況にある。

参考判例

- ①東京地裁令和3年5月19日判決(LEX/DB)
- ②大阪高裁平成25年10月17日判決(『消費者法ニュース』98号283ページ)